

羽衣国際大学動物実験指針（以下「指針」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議，2006 年 6 月 1 日）その他関係法令等に基づき、羽衣国際大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的、動物愛護及び取扱者の安全の観点から適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

1 適用範囲

指針は、動物実験施設内における実験のみならず、本学において行われる全ての動物実験に適用される。

2 施設、設備、組織及び諸規程の整備

学長は、指針の趣旨にそった動物実験の場及び飼育設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制及びそのための関連諸規程を整備しなければならない。

3 動物実験委員会の設置

指針を適正に運用するため、本学に羽衣国際大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、学長が委嘱した委員をもって構成する。

4 実施計画の立案、関連諸規程の遵守

実験者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試動物の選択、実験方法の検討とともに、利用する動物室の管理者の協力を得て、適正な実験動物飼育環境等の条件を確保しなければならない。以上の点を含め、実験計画の立案に当たっては、実験動物に熟知した者の意見を求めたり、必要に応じて、羽衣国際大学動物実験委員会の助言等を求め、有効、かつ適切な実験を行わなければならない。

実験者は、供試動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的背景、微生物感染の状態、飼育条件等を考慮しなければならない。

5 動物の検収と検疫

実験者は、動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、また、動物の状態、輸送方法、輸送時間等をも確認するものとする。

実験動物の検疫は、基本的には実験者の責任においてなされるべきものであるが、実験者は、これらの作業の一部又は全部を管理者又は納入業者に委嘱することができる。

6 実験動物の飼育管理

実験者は、協力して適切な施設・設備の維持管理に努め、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

実験者は、実験中の動物はもちろんのこと、施設への搬入時から実験終了時に至る全ての期間にわたって、動物の状態を子細に監察し、適切な処置を施さなければならない。

7 実験操作

実験者は、麻酔等の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないように配慮しなければならない。こ

のため必要な場合には、委員会の判断を求めることができる。

8 実験終了後の処置

実験者は、実験を終了した動物の処置については、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）」に定めるところに従うものとする。

9 安全管理等において、特に注意を払う必要のある実験

物理的、化学的及び生物学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。なお、実験施設の範囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特別の注意を払わなければならない。